

様式第3号（第7条関係）

会 議 録

1 附属機関の会議の名称 水戸市建設工事入札等監視委員会

2 開催日時 平成24年11月30日（金） 午後1時30分から午後4時まで

3 開催場所 市民会館臨時庁舎4階 農業委員室

4 出席した者の氏名

(1) 委 員

荒川誠司，石川知子，高井美智明，羽部道紀，若山実

(2) 執行機関

清水修，大和直文，谷津茂男，上田航，高岡英寿，清水達彦，大森貴広，  
菊池慶子，立原忠，伊藤俊夫，後藤博次，安田貞雄，橋本大敬，折本秀明，  
猿田佳三

5 議題及び公開・非公開の別

(1) 平成24年度上期抽出案件審議（10件）（非公開）

(2) 入札制度等の改正について（非公開）

(3) 低入札対象工事の検査について（非公開）

6 非公開の理由

会議の内容に水戸市情報公開条例第7条第3号アに掲げる不開示情報が含まれるため

7 傍聴人の数 0人

8 会議資料の名称

(1) 水戸市建設工事入札等監視委員会抽出案件（10件）一覧

(2) 抽出案件説明書

9 発言の内容

（執行機関） ただいまから平成24年第2回水戸市建設工事入札等監視委員会を開始させていただきます。

議事につきましては、水戸市建設工事入札等監視委員会条例第6条第1項の規定により、委員長が会議の議長となることとなっておりますので、議事の進行をよろしくお願いいたします。

(委員長) それでは、議事に入らせていただきます。

お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。円滑に審議を進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

会議次第がお手元にあると思います。基本的には抽出案件の審議ですが、入札制度等の改正について、低入札対象工事の検査について、事務局から説明がある予定です。

初めに、委員数の確認ですが、5名全員出席ということですので、本委員会は成立しております。

議事の1番目の前回会議録の承認の件ですが、既に入手されていると思いますが、事務局で作成した会議録について、訂正箇所、もしくは指摘事項等がございましたら、お伺いしたいと思います。

(委員) 特にありません。

(委員長) \_\_\_\_委員と \_\_\_\_委員に署名をお願いしておりますので、休憩のときに御署名いただきますが、訂正等ございましたら、そのときに御指摘いただければと思います。

基本的に訂正、修正点はないということですので、前回の議事録については、了承することに決めます。

それでは、\_\_\_\_委員と \_\_\_\_委員におかれましては、休憩時間中に御署名をお願いします。

次に、本日の会議録の署名委員の選任の件ですが、委員長指名でよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

(委員長) 本日の会議録の署名につきましては、\_\_\_\_委員と \_\_\_\_委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、抽出案件審議に入る前に、平成24年度上期の契約状況について、入札制度等の改正について、説明をお願いいたします。

(執行機関) (平成24年度上期抽出案件概要、平成24年度上期の契約状況について、入札制度等の改正について説明)

(委員長) 事務局から、平成24年度上期の契約状況と入札制度の改正について説明いただきましたが、各委員から御質問、御意見等がございましたら、よろしくお願いいたします。

(委員) 指名停止基準の中で、上半期は10件の指名停止を行ったという説明がありましたが、不正行為等として、具体的にはどのような事象で指名停止になったのか、説明願います。

(執行機関) 主なものは、安全管理の不適切による工事現場での事故です。全てではないですが、大半がそういったものに起因するものです。

(委員) 工事現場において不適切な施工を行ったということですか。

(執行機関) 一般人が事故に遭った事例や作業員の方が転落した場合等、けが人が出たため、安全管理が不適切ということで指名停止をしているものが大半になります。

(委員) 中間前払金の利用状況は増えてきたのですか。

(執行機関) 中間前払金は、対象となる条件を徐々に拡大しているのですが、実際には制度の利用件数は増加しておりません。

(委員) せっかく制度をつくっても、割と世間体を気にして中間前払いを活用しないケースが結構あるのかと思います。だから、もう少し活用できるよう、何かPRが必要であると思います。この制度が活用されて、もっと頻繁に使えるように、周知は行われていますか。

(執行機関) 現在、水戸市のホームページ、掲示板での閲覧等による周知です。

(委員) 例えば県の場合は、土木事務所の経理部署において、分かりやすい形で周知されています。中間前払金を請求できるという選択肢もあるのですから、利用実績をつくり上げていかないと、この制度がうまく機能しないのではないのでしょうか。

(執行機関) 遠慮しているというか、利用をためらう部分もあるでしょうから、そのための雰囲気づくりは大事かもしれません。制度の周知に対処してまいります。

(委員長) 少し戻ってしまうのですが、さきほど\_\_\_\_委員から御質問があった指名停止の件なのですが、通行人等がけがをされた場合には、顕在化することがあると思うのですが、工事関係者が軽い捻挫や打撲した程度ですと、報告しないこともありえるのでしょうか、それとも、そういうことがないように何か仕組みが設けられているのか、お聞きしたいと思います。

(執行機関) 現実としては、現場内で隠してしまうことはあるのかもしれません。ただし、隠したことによって、後で発覚したときのペナルティを考えると、やはり受注者側でも、隠すことはなかなか難しいのではないかと思います。

(委員長) 労災となるわけですから、けがで病院にかかった場合には、医療機関からも問合せがありますよね。

制度の内容に関してですが、一度指名停止になってしまったら、指名停止の解除は大変なのですか。解除や指名停止の手続についての説明をお願いします。

(執行機関) 指名停止の場合は、その措置要件に応じまして、期間を最初に決めます。例えば1か月ということであれば、何月何日から1か月ということになり、その期日が到来し、自動的に終了します。

(委員長) 入札制度等の改正につきまして、他に質問等はございますか。

抽出案件審議に関連して質問がありましたら、そのときに事務局から説明をお願いしたいと思います。

続きまして、低入札対象工事の検査についてを議題としたいと思います。

過去に、この監視委員会で何回か議論、審議をしてきたわけですが、水戸市建設工事入札等監視委員会条例第8条で、委員会には関係者の出席を求めて説明を聞くことができるという条文がありますので、本日は工事検査課長に出席していただいております。

工事検査課長から、現在の検査体制、今後の検査方針等について御説明願いたいと思います。

（執行機関） （低入札対象工事の検査について説明）

（委員長） ただいま工事検査課長から、低入札価格調査対象となった工事の現在の検査体制並びに今後の検査方針等について御説明いただきましたが、各委員から御質問等がございましたら、お願いします。

（委員） お聞きしていると、現在の検査は、低入札調査対象の受注者が出してきた調書に対して、完成検査時に詳しく整合性をチェックしているということですか。

（執行機関） 基本は、資材の搬入、人員が設計と施工計画とで相違ないことを確認することを重要課題としております。

（委員） 仕様書どおりの品物が入ったら、全く問題ないということですか。そういう検査時のチェックはもちろん実際に実施されていると思いますが、完成に至るまでの監督員体制の強化が必要だと思い、前は発言させていただいております。

（執行機関） その件に関しては、他の自治体並びに県などを調査させていただきました。基本的には、監督員体制の強化というのに重点を置いている自治体が非常に多くあります。しかし、限られた人材で監督員の強化に重点を置くと、受注者、発注者ともに1.5倍から2倍の負担増となるということも他の自治体から聞いております。それを水戸市に適用するかとなると、条件的にも非常に難しいと感じております。

（委員） 発注者側では体制を強化することは難しいから、受注者に何らかの現場担当者の配置や品質確保策を促すという意味にもとれますが、有効な決め手はないのかもしれないですね。水戸市の職員数も限られた中で監督するというものですから、完成に至るまでのどこかの工程で無理が生じるだろうという想定の下で、日常の施工管理の中で確認することや中間検査を何回か受けさせるなど、具体的に行えることは考えられませんか。

（執行機関） 現在の私どもの考えでは、水戸市に適合した制度構築に向け、他の自治体、県を調査、検討をしていくという位置づけをしています。

（委員） 他の自治体の事例も確かに参考になるかもしれませんが、現場を担当している市側の担当者からの意見も、有効な施策につながるかもしれませんね。引き続き御検討をお願いしたいと思います。

（委員長） 確認ですが、前回まで議論になったのは、低入札調査対象案件の場合には、例えば市側の検査の回数が、普通の工事と違って2倍になっているのかといった質問が出たと思います。基本的には、特段そういうことは行っていないということによろしいですね。その理由は、発注者側のマンパワーの問題であり、今後は、水戸市独自になんらかの方策を採らなければならないということは認識されているという理解でよろしいのですね。

（執行機関） そうです。低入札調査対象案件に関して、完成時の状況が悪いといえ、緊急に対応しなければならないのでしようけれども、今、現場において手抜き等は見受

けられません。また、土木工事に関しては、低入札調査対象となる案件はほとんどありません。

(委員長) もちろん、契約段階では、瑕疵担保条項が当然入っているわけです。何か不備があった場合には、原状回復や損害賠償責任が生じることになりますよね。

(執行機関) 建設工事請負契約書には瑕疵担保条項がありますので、通常工事は2年、重大な瑕疵は10年という期間設定をしています。

(委員長) さきほどの事項に関連するのですが、過去の低入札調査対象案件で、低入札で落札した業者が、それに起因して指名停止になったという事例は1件もありませんか。低入札で落札したため、たまたまなんらかの事故等につながったような事例です。

(執行機関) 今のところはないです。工事成績65点をクリア点とすれば、過去の事例では、最低点が66点、最高で78点という結果です。

(委員長) 他市の事例ですが、低入札調査対象となった案件を検証したときに、直接工事費、部材等は規格のものを使っていて、なぜそんなに安くできるのか、聞き取り調査をすると、仮設費、運送費が要因となって、低価格での受注が実現したということがありました。

また、低入札調査対象となった工事の施工期間中の検査に関して、水戸市独自の方法を検証したいということでしたが、素人的な考え方としては、回数を増やす以外に方法はないのかもしれないと思います。中間検査の回数を増やすとか、それ以外に独自の方法があるのであれば、検討していただき、ある程度見通しが立ったときに、再度説明を願うこともあるかと思えます。

他にございますか。よろしいですか。

それでは、会議次第に従い、抽出案件10件の審議に入らせていただきます。

基本的に、1案件につき10分間程度をめどに考えております。

案件抽出に当たっては、\_\_\_\_委員と\_\_\_\_委員をお願いしておりました。抽出に当たっての着眼点は、一般競争、指名競争で落札率が高いもの、それから委託業務で落札率が極めて低かったものといった観点から抽出していただいたと伺っております。

それでは、1番目の公共下水道三の丸排水区枝線改築工事について、概要等を事務局から説明をお願いいたします。

(執行機関) (配付資料 抽出案件説明書 公共下水道三の丸排水区枝線改築工事について説明)

(委員長) 抽出いただきました委員で、何か補足事項がございましたら、お願いします。

(委員) 抽出した時点では分からなかったのですが、1社しか参加しなかったということは、この案件は予定価格が低いのではないかという疑問があります。参加申請が少ない理由として考えられることはありますか。

(執行機関) 1回目と2回目は、そもそも申請者がありませんでしたので、真意は分かりません。ただし、施工場所を見て分かる通り、水戸駅前のかかなり交通量があると

ころで、夜間工事でなければ工事が進まないような現場ですので、市としては、その状況を勘案した設計を行い、1回目と2回目とは設計金額、予定価格を変えずに公告を行いました。

この工事規模では、本来、市内業者を対象とした参加条件で行っているのですが、市内業者からの応札者がいなかったため、2回目の公告では、市内業者と水戸市内に営業所のある市外業者、大手企業の参加も認めるということで枠を広げましたが、2回目も応札者がありませんでした。

3回目は、年度切替えに伴い、単価の改正、見直しを行い、予定価格は2,500万円へと40万円下がったのですが、入札参加の条件は変更せず発注しました。3回目は1社の申請がありましたが、結果として、入札前に辞退届の提出がありました。

辞退理由としては、積算価格が合わないことでありましたが、水戸市ではできる限りの積算を行いました。難しい判断はありましたが、再度設計書を見直して、予定価格2,560万円ということで、2,500万円から60万円上がっています。

当初、道路の舗装が三層仕上げになっていましたが、最終的に舗装復旧し直すときには、切削オーバーレイといって、国道等でアスファルトを掘削して、そのまま舗装を行う機械があるのですが、それを使う設計としていました。しかし、この現場は100平方メートル程度のため、掘削機の輸送コストを考慮すると、施工しづらいことが一因かと判断し、切削機という特殊な機械を用いず、三層を一層一層本復旧するような施工方法に見直しました。夜間工事なので、本来なら1回で終わりにできるのですが、手間をかけて復旧していく施工内容に変更し、最終的にはこの業者が請け負ったものです。

(委員) こういう事例というのは頻繁にありますか。

(執行機関) これは本当にまれなケースです。このように業者決定に時間がかかったことは初めてです。

(委員) 地図を拝見しますと、交差点の真ん中で、夜間工事とはいえ、鋼矢板も打ち込んで、管の布設替えを行い、開削延長で16.4メートルという、かなり小規模で作業効率が悪い工事ですね。大型機械で鋼矢板を打って、しかも、さきほど説明のあった切削オーバーレイのような大型機械の使用では、費用に比べて施工が極めて少ないと感じます。多分、かなり経験のある会社でも、積算したらかなり難しいという判断だったのかもしれませんが、特殊な現場と作業規模という印象を持ちました。

(委員長) この東鉄工業水戸支店は、さきほど説明があったのかどうか聞き逃してしまったのですが、どのような会社なのですか。過去の水戸市の工事について、東鉄工業は落札実績はありますか。

(執行機関) 水戸市内に営業所がある事業者で、本社は東京都です。過去に水戸市発注の工事の落札実績があります。

(委員) これだけ手を上げる会社が少ないということは、よほど施工したくないというか、厳しい条件が中に入っていたのかと思います。

(委員長) 逆にいうと、東京23区内の場合であれば、交差点で下水道の緊急工事を

するなど、こういう工事はむしろ頻繁にあるのではないのでしょうか。まだ地方都市のほうがやりやすいとは思いますが。

(執行機関) 作業の規模が小さいなどの経費的な問題もあると思います。

(委員) 道路延長部分に加えて、歩道部分も施工するというわけですから、能率は上がらないし、経費もそれなりに要して、全く費用的には遊びがないかなと思います。

(委員長) 工事自体の問題ではありませんが、今後、水戸市で、これに類するような工事が予定されていることはありませんか。老朽化した下水道管の更新や震災対策に必要とされる改良工事です。

また、東京都の話で恐縮なのですが、東京オリンピック以降、下水道等のインフラも相当古くなっているということですが、水戸市の場合、こういう交差点で短い工区でも工事が必要とされるケースは、今後増えていく可能性はどのように認識していますか。

(執行機関) これは合流式下水道管の工事であり、老朽化された管の更新を行うものです。局所的な工事は、これからも増えると思います。

(委員長) つまり、水戸市内で同じようなことは起こりうる可能性はあるということですか。

(執行機関) 旧市街地のほうが下水道の普及が早いものですから、そのような地域から老朽化が進んでいます。計画的な改修計画を立てて対応していますが、想定外の事案も生じてきますので、そのときには局所的な工事も必要とされると思います。

(委員長) 今お聞きした限りでは、極めてまれだということだったのですが、今後、増えてくる可能性もなきにしもあらずということで、これは困ったものだなとしか言えませんね。

この案件の箇所は、まだ工事中ですか。

(執行機関) 現在、施工中です。管の改修工事が終わって、これからその上部の舗装工事に入るところです。

(委員長) 他にございますか。

これは、案件抽出のときには、落札率100%という点に着目したと思うのですが、実際に説明を聞いたら、極めて特殊な例だったということが明らかになりました。

他に意見がございませんので、説明を受け、この案件については了承ということにさせていただきます。

それでは、案件番号2の国補公共下水道水戸市浄化センター余剰消化ガス有効利用装置設備工事について、事務局から概略等の説明をお願いいたします。

(執行機関) (配付資料 抽出案件説明書 国補公共下水道水戸市浄化センター余剰消化ガス有効利用装置設備工事について説明)

(委員長) 郵便入札による一般競争入札の案件ですが、抽出していただいた委員のほうで、この案件に関連して補足事項等ございますか。

(委員) この装置自体が新しい技術を導入した装置かと思いますが、水戸市としては、他に設置している箇所があるのかどうか。

また、今後、恐らく機械のメンテナンスも必要とされると思うのですが、それは他の業者でも対応できるものなのか。特異な機械で、他業者ではメンテナンスができず、委託契約も1社だけの扱いになるようなものなのか、お伺いしたいと思います。

(執行機関) このガスタービンにつきましては、最近、全国的に汚水処理場で導入されている機械です。汚水処理を行うときに出る汚泥は、消化処理する際に、メタンガス等を発生させます。その余剰ガスを電力、熱に変えて、そのプラント施設内で再利用するための施設です。

(委員) バイオマスみたいな方式ですか。バイオマスとは違ったものですか。

(執行機関) バイオマスとは違うものですが、消化処理の過程の中でガスが出てきます。それを大きなガスタンクの中に貯めて、今までは消化過程の中での消化促進のための温水をつくっていました。しかし、温水をつくっても、なおガスが余っているような状態であったため、燃焼させて放出していました。それを有効利用するため、ガスタービンを用いて発電と発熱を行い、その熱は消化のときに使います。電気は、そのプラント内で動力として使うことが可能ですので、今出ているガスを有効利用することが目的で始まったものです。

(委員長) プラント内の電力を賄うだけですか。売電はしていないのですか。

(執行機関) 売電はしておりません。それほど大きな電力ではないので、この装置の稼働後であっても、電気供給は受けなければならず、売電まではしておりません。

また、メンテナンスに関しては、やはりガスタービンはどこかの会社の製品を入れなければなりませんので、その機械を扱える系列の会社にはなりますが、そこが1社とは限りませんので、保守業務関係は競争入札による発注ができると思います。

(委員長) ガスタービン自体の大きさは、そんな大きいものではないのですか。質問の真意は、3億円は高くないのかという素朴な疑問なのですが。

(執行機関) 工事自体の規模は、かなり大きなものです。ただ、これもメーカーによって、ガスタービンが1個で済む施設もあれば、3個用意しなくては同じレベルに達しない施設もあります。導入する時点での検討事項として、メーカーによって性能が違いますが、その後のメンテナンス費用、維持費がかかるものとかからないものがあることも考慮しています。

水戸市にとって総合的に一番有利なのが、今回のマイクロガスタービンというタイプのものです。水戸市の処理場で発生するメタンガスの量を考慮すると、水戸市はこのくらい出るけれども、倍以上出る事例や少ない量しか出ない事例など、自治体の状況によってさまざまです。ガスの発生量によっても、使う機械が異なるため、他の自治体と金額のみでの比較は難しい面があります。水戸市の処理場から発生するガスの容量を見通して、一番経済的になるものを選定したものです。

財政部門での予算つけの話ですが、やはり3億円というと、かなり高額な事業という意識はありました。売電はしませんが、施設内で発電することによって、電力会社から全ての電気を買わなくて済みます。それが大体年間で3,000万円のコスト縮減にな



ります。見込みとしては、維持管理費に1,000万円ぐらいかかるのではないかと想定し、都合2,000万円のコスト削減になっています。

(委員長) そのようなコスト削減施策は広報しているのですか。マイクロガスタービンの設置工事を行い、いくらのコスト削減につながっているなどの状況の市民への周知はどのように行われていますか。

(執行機関) 来年度、下水道料金の使用料値上げなどもあります。下水道部に対しては、コスト削減を図っているということを前面に周知する指示を出しております。

また、広い意味では、微生物を利用するので、バイオマスともいえるのかなという感じはします。

(委員長) バイオマスは、何か家畜のことをいうようですが、広い意味でいえば、もちろん人間だって生き物だから、バイオマスということになります。自分が取り入れたものを出して循環するだけです。新たに化石燃料を掘って大気中に増やすわけではありませぬので、そういう意味ではバイオマスですね。

(委員) この装置は、他自治体で実際に運用されているものですか。

(執行機関) 他自治体で導入実績があります。

(委員) ガスタービンのメンテナンスは、要員も、経験のない人ではなく、専門の人を配置しなければならなくなることも考えられます。また、一般的には直流で発電しますので、それを交流に変えるためのパワーコンディショナーという機器が必要になります。それが非常に高く、寿命が短いため、その点が発電施設の場合の費用的な盲点になっているかと思えます。それらの問題点も、予算内でうまく対応できればいいですね。

(委員) この設備の耐用年数はどのくらいですか。2,000万円のコスト削減額を3億円の整備費用と比較して、単純な経済効率性の観点から疑問に思ったのですが、いろいろな部品を交換しながら稼働させると思いますが、最終的な機器の耐用年数はどの程度になりますか。

(執行機関) 他自治体で導入されているところが多くあるのですが、平成16年に導入した福岡県の処理センターでは、まだ何も不具合は起きていないということは聞いています。

(委員長) 今の問題で、東京電力の火力発電所のタービン等の高回転するものは、メンテナンスしなければ、すぐに不具合が生じるとのことです。特殊な金属を使うのでしようけれども、軸受けの部分等も耐用年数は短いようです。

他に意見はございませんか。

今回は特殊な事例が続いてしまいましたが、この2番目の案件につきましても、報告を受け、質疑応答を行い、了承とさせていただきます。

3番目は、指名競争入札の案件で、国下災第2号公共下水道那珂川遮集幹線災害復旧工事について、事務局から説明をお願いいたします。

(執行機関) (配付資料 抽出案件説明書 国下災第2号公共下水道那珂川遮集幹線災害復旧工事について説明)

(委員長) 御質問、御意見等をお願いいたします。

(執行機関) 補足させていただいてよろしいでしょうか。

この案件は災害復旧工事なのですが、実はこの工事は、当初に請け負っていた業者が倒産したものですから、契約解除を一度行っています。現場は着工しておりませんでしたので、そのまま再度の入札に付したという経過がございます。

(委員) 支払いは全くしていなかったのですか。

(執行機関) 支払いはしておりません。逆に、違約金という形にはなるのですが、契約保証をとっておりましたので、水戸市の金銭的な負担はありませんでした。

(委員) 工事の遅れの状況はいかがですか。当初の予定だと、いつぐらいに完成予定でしたか。

(執行機関) 当初は、平成23年の夏から秋にかけて発注したものです。その後、当初の受注者が倒産してしまって、改めて平成24年7月に発注しました。金額的にも6,000万円近い工事ですので、来年の3月中に竣工させるというのは、業者には非常に厳しい工期であると思います。

(委員) 大きな900ミリのヒューム管でこれだけの延長の工事ですが、災害復旧の査定を見たときは、今あるヒューム管は何割ぐらい使用していますか。

(執行機関) ヒューム管については、設計時は全品使えるという査定で行いました。ヒューム管のゴム輪だけは新品に取り替える仕様としています。実際の施工時に、使用できないものは取り替えるしかありませんので、その時点で設計変更はあるかと思いません。

(委員) 国発注工事の設計の場合は、どのような査定になっていますか。損傷ゼロだという判断がされることになりますね。

(執行機関) 国の査定では変更できません。

(委員長) その他にございますか。

この案件3番につきましても、了承とさせていただきます。

次に、指名競争入札の4番目ですが、水戸市立緑岡幼稚園仮設園舎賃貸借について、事務局から説明をお願いいたします。

(執行機関) (配付資料 抽出案件説明書 水戸市立緑岡幼稚園仮設園舎賃貸借について説明)

(委員長) 御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

(委員) 仮設園舎の建築期間中は、旧園舎は同じ場所で実際に使用することが可能なのでしょうか。この仮設物件自体は、新品なのか、それとも他の場所で使っていたものですか。

(執行機関) プレハブは園庭に設置するものであり、旧園舎を設置期間中は使用することができます。また、仮設園舎ですので、受注者は、そのプレハブを撤去後、また整備し直して、違う場所で使うと思います。本件の場合は、賃貸借に当たっての見積りの前提が、新品を使用することで見積りを取っております。

(委員) 例えば新品ではない部材で仮設園舎を造った場合は、コスト的にはかなり違ってくるのですか。

(執行機関) コスト的には違うと思います。新材を仕様書で指定するかしないかの違いですが、金額的に差が出てくると思われます。

(委員) 今回は新しいものを指定したというのは、コスト的には高くなっても、やはり新しいほうが良いと判断されたわけですか。

(執行機関) 幼稚園の子どもたちが使うという性質上、さまざまな配慮をしたものです。さらに、新材でなければ、材料を検収する際に、それがいいのか悪いのかという判断が難しくなります。少し汚れている場合などです。新品であれば、現場での確認もスムーズにできます。新品と中古の差額については、今まで中古の見積りを取った実績がないものですから、細かい金額がどうなるのかは、今のところ把握しておりません。

(委員) こちらのリースは、園舎だけですか。それとも、幼稚園の運営に必要な備品や空調設備も含まれるのですか。

(執行機関) 建物と空調設備も含まれます。児童数が増えたため、やむをえずプレハブ園舎を造るというのではなく、園舎本体を建て替えるため、その間、一時移転をするものです。

(委員) リース契約をする判断やリース契約に対する単価の設定は、どういう形で積算されるのですか。例えば、このケースでは、坪当たり12万円ぐらいの賃料を払うこととなりますが、実際に建設する場合とリースとでは、ほとんど同じぐらいの金額だと思うのですが。

(執行機関) リース契約は、あくまで仮設ということで、そこに建てたとしても、撤去しなければなりません。例えば永久構造物ではないものですから、新築で建てたものが安い場合でも、それを撤去しなければならないため、撤去、廃棄といった手続も必要とされます。一時的な期間、例えば2年間だけの設置期間の場合は、リース契約を行っています。

(委員) このリースの契約金額には、撤去費用も含まれていると理解してよろしいのですか。

(執行機関) この金額の中に撤去費用まで入っております。

(委員長) 基本的には、この敷地内に恒久的な園舎を造るということですよね。その建設期間中は、緑岡幼稚園の園児さんたちを他の施設にお任せすることができないため、プレハブを建てるということですね。完成後、そのプレハブは撤去して、園庭に戻すわけですね。

他にございますか。

では、抽出案件4につきましても、報告、了承とさせていただきます。

次に、案件5番目の市民会館建物周囲災害復旧工事について、事務局から説明をお願いいたします。

(執行機関) (配付資料 抽出案件説明書 市民会館建物周囲災害復旧工事について

説明)

(委員長) 御意見、御質問等をお願いいたします。

(委員) 指名業者を7社指名して、6社が辞退するといった結果ですが、こういう事例は時々あるのですか。

(執行機関) こういう事例は、工事によってまれにあります。水戸市の指名競争入札の辞退の取扱いにも関連しますが、指名業者中6社が辞退となっていますが、こちらは入札会場での辞退です。入札は既に執行されていますので、入札参加者が1社でも、中止しておりません。ただ、事前に辞退届の提出がある場合には、残り1社になってしまうと競争性が発揮されないため、指名競争入札の執行を中止しています。

(委員) 6社は入札日に参集したということなのですか。

(執行機関) そうです。入札会場には7社集まっていたかきまして、その段階で入札書を提出しています。

(委員) 入札書には金額が書いていなくて、辞退と書いてあったということですね。

(委員長) 指名されたから、一応入札会場まで来たということなのでしょうか。

(執行機関) 他の工事でも、入札書への辞退の記載による提出は珍しくありません。

(委員) この工事は、技術者を専任で配置する必要はありますか。

(執行機関) 請負金額が1,500万円台ですので、専任性は求められません。この工事は、市民会館の周囲の平板、破損箇所、下にある排水管、階段等の撤去と再設置です。一つ一つの金額は小規模なものですが、それらが数多く集まり、この設計内容になっていますので、複雑な工事であることは間違いありません。

(委員長) その他に、抽出案件5に関しましては、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、5番も報告を受け、了承とさせていただきます。

今度は、抽出案件6番、随意契約の国補流域関連下水道逆川第2処理分区枝線(3-5工区)工事について、説明をお願いいたします。

(執行機関) (配付資料 抽出案件説明書 国補流域関連下水道逆川第2処理分区枝線(3-5工区)工事について説明)

(委員長) 御意見、御質問等ありましたら、お願いいたします。

(委員) この工事の随意契約理由の確認をさせていただきたいと思いますが、道路工事を現在施工している横田建設が、その工事に関連する下水道工事を施工するに当たって、同じ業者だから随意契約になるということですか。

(執行機関) 県発注の都市計画道路整備工事については、横田建設が施工中です。水戸市発注の下水道管の工事ですが、他機関発注に係る施工中の工事等と交錯する箇所での工事というのが随意契約の理由になっています。

(委員長) そうすると、他社による施工よりは市が支出する金額が少なくて済む可能性があるからということですね。

(執行機関) 経費的な話では、添付されている随意契約理由書に、経費調整額として

234万円という記載があります。通常の競争入札では、この部分を足した分で発注されますが、随意契約であれば、これだけ経費の調整ができるため、経費削減が可能となります。

補足としまして、全体として一連の工事の中で行うべき工種でありますので、安全管理と工程管理でも調整ができるという理由があります。

(委員長) 県発注の工事が終わってから、また別途発注というよりは、いっしょに施工したほうが、近隣住民や交通への影響に関してもメリットがあるという判断ですね。

(執行機関) 発注者がどちらも水戸市の場合には同時にできるのですが、発注者が違うものですから、このような発注形態になっています。

(委員長) そうでしょうか。逆に、市が先に工事を発注していて、県が後から発注するパターンもあるわけですね。

(執行機関) 県の下水道整備事業は幹線下水道になりますので、生活排水系の整備工事はないと思います。随意契約の事例で多いのは、道路改築、道路改良工事を施工している箇所に雨水管や下水管、水道管等の埋設物を入れる工事が多いです。

(委員長) 他にございますか。

では、この6番目の案件につきましても、報告を受けて、了承とさせていただきます。

次は、7番目、委託業務の国補内区第1号内原駅北土地区画整理事業出来形確認測量委託について、事務局で説明をお願いいたします。

(執行機関) (配付資料 抽出案件説明書 国補内区第1号内原駅北土地区画整理事業出来形確認測量委託について説明)

(委員長) 御質問、御意見等をお願いいたします。

(委員) 今の時期に出来形測量を行うというのは、委託業務の内容が分からないのですが、これは既にお店が開店しているところも含めた地区の測量ですか。

(執行機関) 今、仮換地状態なので、これから本登記をするに当たって、現在ある杭を確定して、図面を起こし、登記準備に入るためのものです。

(委員) 仮換地の段階でも、座標はとってありますよね。

(執行機関) とってありますので、その確認をすることになります。

(委員) そうすると、現地で基準点測量をするにしても、大変な規模ですね。1回測量を行ったところを、もう一度現地で行うということですが、基本歩掛かりは定められているのですか。

(執行機関) 基本歩掛かりは、県、国もそうですが、面的扱いをしてしまいます。面的で35ヘクタールを行うと、金額が更に増えると思います。実際は、こういう都市計画関係の測量は、UR都市機構というところで行い、区画で何点の杭があるのかが分かっている、この1点当たりの作業量が幾らかという歩掛かりがありますので、それを使って積算しております。

(委員) 基本的にURを使っているというわけですね。最新の測量機械を使った作業に対応しているということですか。

(執行機関) はい。

(委員長) 案件7に関しましては、他にありますか。

そうしますと、案件7につきましても、報告、了承とさせていただきます。

次に、案件番号8番目、随意契約の水戸市消防本部北消防署改築工事監理及び設計意図伝達業務委託について、説明をお願いいたします。

(執行機関) (配付資料 抽出案件説明書 水戸市消防本部北消防署改築工事監理及び設計意図伝達業務委託について説明)

(委員長) 御質問、御意見をお願いいたします。

(委員) 工事監理は分かるのですが、設計意図伝達業務というのは、具体的にはどのような委託内容になりますか。ただ詳細な設計内容を伝える業務ということですか。

(執行機関) 北消防署改築工事の設計会社は三上建築事務所ですが、現在受注している建設会社に水戸市が設計した意図、仕様を伝達する業務になります。

(委員) それは、工事の現場監督員とは別の作業となるのですか。

(執行機関) 工事監理と意図伝達は別な業務になります。工事監理は、施工者である建設会社の工事が設計内容に適合しているかどうかの確認を現場でするものです。意図伝達は、設計書と仕様書の内容を建設会社に伝える業務になります。今回は、工事監理と意図伝達を同じコンサルタント会社が行っております。

(委員長) 意図伝達業務ですが、これは対価が発生する業務となるわけですね。設計書にどんな部材を使って、どんな設計をするかというのは、そもそも設計者の意図が設計書により伝わっているのではないかと思うのですが。

(執行機関) 設計書、仕様書でも、施工時にどういうところに注意しなければならないか、どういう管理をしなければならないかという細かい考え方までは、なかなか表し切れないものです。業務委託として、そういったものを工事を施工している建設業者に伝えていく業務になります。

(委員長) もし正確に伝わらないで、瑕疵が生じた場合には、誰が責任を負うことになるのですか。対価が発生するわけですから、この業務を委託された会社が負うことになりますか。

(執行機関) 施工を確認するために、工事監理業務が業務内容に含まれています。さまざまなやり方があり、同じ業者に発注する一括方式や、工事監理を別な会社が行い、意図伝達も更に別なコンサルタントが行って、相互にチェックをかける分離方式もあります。同じ会社が行う場合には、スムーズに現場が進むのですが、チェックが弱いというデメリットもあります。工事の性質によりますが、今回、水戸市でこの業務を初めて行ったものですから、同じコンサルタント業者に工事監理と意図伝達を委託業務として発注したものです。

(委員長) むしろ工事の施工監理と意図伝達業務が別になっているということも、ある意味ではダブルチェックで必要だと思いますが、第三者が意図伝達できるのであれば、設計書だけで十分意図伝達できるのではないかという素朴な質問を持ちますが、いかが

お考えですか。

(執行機関) 意図伝達業務自体が,そもそも設計者でないと分からない現場の色合い,取り合い,収まり,図面に表現し切れないものを現場に伝えるという作業です。基本的に,意図伝達は,実施設計を行い,建築基準法でいう建築確認を行った業者でないとできません。一方で,工事監理は別会社でもできますので,将来的には,別発注へ移行していくとは思いますが。

(委員長) 随意契約理由書の中で,特殊な免震構造を採用しているということですが,どのようなものですか。また,この工事は,新築ではなく,現在の建物の改築工事になるのですか。

(執行機関) もともと北消防署という建物があったのですが,震災で被害を受けて,建替えが必要になりました。工事名称が改築という用語を用いていますが,建替えという意味での使い方であり,実際は新築工事になります。

また,免震構造に関しては,テレビ等で目にもすることも多くあると思いますが,支持杭の上に装置を付けまして,地震が来ても,上の建物では揺れが吸収される装置のことです。免震構造の建築物を水戸市では施工したことがないので,どういう建築をすれば免震構造として機能が発揮できるかというノウハウを技術者レベルでは持っていませんでした。建築会社であれば,そういうものを幾つか経験をして,指示も出せるため,免震構造に関するものを今回は工事監理として行ってもらいます。

(委員長) その中にゴムを挟んでみたり,熱エネルギーに変えてみたり,新エネルギーに変えるといったものですか。

(執行機関) そうです。

(委員長) ちなみに,この株式会社三上建築事務所とさきほどの案件の株式会社ミカミとは関連がありますか。登記上,別法人だけれども,実質的に同じといったことはありますか。

(執行機関) 全く別会社です。

(委員長) 他にいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは,抽出案件8についても,報告,了承とさせていただきます。

次に,水道部発注の一般競争入札,9番目の案件ですが,配水管布設・布設替及び給水管切替工事(第18工区)について,事務局から説明をお願いいたします。

(執行機関) (配付資料 抽出案件説明書 配水管布設・布設替及び給水管切替工事(第18工区)について説明)

(委員長) 御質問,御意見等をお願いいたします。

特にございませんか。

抽出していただいたのですが,特段なしということで,了承とさせていただきます。

それでは,抽出案件の最後になりますが,注入口付近配水管等更新実施設計業務委託(第10号)について,説明をお願いいたします。

(執行機関) (配付資料 抽出案件説明書 注入口付近配水管等更新実施設計業務委

託（第10号）について説明）

（委員長） この案件は、落札率に注目して抽出していただいたと思うのですが、委員から御意見、御質問等ございましたら、お願いします。

（委員） 入札（見積）調書を見ると、1,200万円以上の予定価格ですが、3社だけは700万円台の低い価格となっていますね。

（委員長） 御質問を私なりに解釈すると、予定価格が少し高過ぎるのではないかというような意見も過去の委員会において出たような気がします。その点に関して、御見解を伺いたいという質問だと私は理解したのですが。

（執行機関） 他の入札参加者については、予定価格と同程度の金額で入札しており、3社だけが低い金額となっています。そのため、必ずしも予定価格が高いとは考えていません。積算については、特殊な業務ですので、参考見積りを4社から取りました。それで積算したにもかかわらず、入札額になぜ差が開くのかについては、これは個々の会社の状況を見ないと分かりませんが、ノウハウが相当蓄積されていれば、こういう金額でも受注が可能と判断されたと思っております。

（委員長） 特殊な設計内容だけれども、ノウハウを持っているところも当然ありますので、その結果が反映されたのではないかという御見解ですね。

（委員） 水戸市では、見積りを4社から取られて、それで予定価格をつくられたとの説明でしたが、その4社からの見積りは、どのような形で予定価格に反映されているのですか。

（執行機関） 4社から提出された金額を見まして、最低の金額を採用しました。

（委員） 指名競争入札の参加者の中で見積りを取り、予定価格の決定時にそれが反映された業者はどちらですか。

（執行機関） 請負業者指名（推薦）決定伺の資料がありますが、こちらの⑩というところに、参考見積徴取業者の記載があります。2番、4番、5番、7番の業者です。この中で見積りが安い金額であったのが、ニュージェックです。

（委員長） 参考見積徴取業者は、発注者側でランダムに選んだのですか。この4者を選んだ選び方は、何か決まりがあるのか、教えていただきたいと思います。さらに、他の指名競争入札の参加者は、2、4、5、7の4者が参考見積りを依頼されたことは知っているのかいないのか、教えていただきたいと思います。

（執行機関） 見積りを頂いたのは、ランダムです。

指名業者自身は、他社の状況については知りません。基本的には、他の業者には分からない形で見積り依頼をしています。

（委員） この見積徴取結果に基づく予定金額は1,200万円ですが、実際の入札価格はかなり異なる金額となっていますね。

（委員長） 見積金額では高い金額を出しておいて、実際の入札では、その半額で入札に参加するということは、やはり興味をそそられる事象ですね。見積依頼は無料で行ってもらわけるわけですので、それと業務を受注するのは別だということしか言いようがない



ですね。

(委員) 4社から見積りを取ったということですが、これは特殊な設計であり、積算が難しいということなのですか。難しい業務であるとすれば、よく全社が入札したということですか。下水道工事では入札に参加しない業者もあったと思いましたが、今回の設計業務委託は、全社が入札していますね。

(執行機関) 単純に比べると、設計上は、下水道は自然流下ですが、水道管は圧送しますから、地形に応じて自由度はあるかもしれません。

(委員長) 他にございますか。

それでは、10番についても、報告を受け、了承とさせていただきます。

以上で、本日予定されておりました抽出案件の審議については、全て終了となります。

続きまして、次回の開催日を決めなければならないのですが、事務局から御提案があれば、お願いします。

(執行機関) 次回ですが、現在の委員の皆さんの任期が来年の6月25日までとなっており、6月には水戸市議会もありますので、その前に開催したいと思っています。事務局案としまして、平成25年5月31日金曜日を予定しております。時間につきましては、本日と同じ、午後1時半からと考えております。

(委員長) どうしても出席できないという方がいらっしゃいましたら、御連絡いただきたいと思いますが、特段、御提案がなければ、5月31日金曜日、午後1時半からの予定でよろしくをお願いします。

次回の議事内容は、平成24年度下期の抽出案件の審議ということになります。今回と同様に非公開資料がございますので、委員会自体は、次回も非公開とさせていただきます。

次に、運営要項の規定により、案件抽出の当番委員の選任をさせていただきます。案件の抽出については、\_\_\_\_委員と\_\_\_\_委員にお願いをしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

場合によっては、委員が変更の可能性があるということですので、旧委員のほうから抽出していただいて、新しい委員の方に引き継がれるということも可能かと思うのですが、いかがですか。

(執行機関) 案件抽出ですが、任期途中に変わった場合につきましては、その後の委員の方をお願いしたいと思います。

(委員長) では、委員の交代があった場合には、交代した新しい委員に下期分の中から抽出していただくことにさせていただきます。

他に、事務局のほうから何か連絡事項等ありましたら、発言願います。

(執行機関) さきほど質問のあった余剰消化ガス施設の耐用年数ですが、下水道関係の処理施設の機械については、15年の決まりがあります。

さきほどの3,000万円のコスト縮減のうち、維持費に1,000万円かかると説明しましたが、その金額は数年に一度壊れるであろうものを想定した上のもので、

なにも壊れなければ，ここまで維持費は生じないということです。

また，耐用年数ですが，15年終わったら使用しないというわけではなく，実際は，その後も使用するものですので，十分採算が合うということです。

（委員） 経済合理性に合うということですね。

（委員長） 委員から他に御質問等ございませんか。

それでは，以上で，議事は全て終了いたしました。

本日の建設工事入札等監視委員会は終了させていただきます。どうもありがとうございました。

本日は，これにて散会します。